

土地改良区、合併へ

1月26日、芳賀町役場において、町内8つの土地改良区の合併予備契約書調印式が行われました。芳賀町土地改良区として、平成17年6月のスタートを目指します。



土地改良区は、農業生産基盤の整備などを通じて生産性向上や農業経営の体質強化、農業用排水施設の適正な維持管理を行っています。現在の農業は、国際化による農産物価格の低迷や農家の減少、農業従事者の高齢化など状況は厳しさを増しています。このため、土地改良区も運営基盤を強化し、施設管理を含む土地改良事業の適正かつ円滑な実施を図ることができ、組織体制の確立が一層求められています。

町内では、平成13年度から「土地改良区合併に関する調査・検討」を重ねてきました。その結果、組合員の賦課軽減やサービス向上、土地改良区の組織基盤強化など、農業の生産性向上と経営安定のために土地改良区合併が必要になりました。

町内8つの土地改良区が「芳賀町土地改良区」として、平成17年6月の合併認可を目指します。

芳賀町土地改良区協議会
TEL 028(677)0101

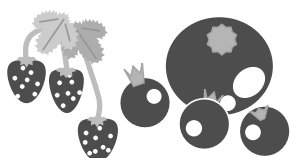
満足度調査 結果から

農業振興編

- 問 土地改良係 【028(677)6045】
- 問 農業振興係 【028(677)1110】
- 問 農政係 【028(677)6053】
- 問 農地係 【028(677)6047】
- 問 農業公社 【028(677)6048】

8月に実施した町民満足度調査の結果から、町の施策や方針の情報が不足しているという意見が多く出されました。圃場整備率が高く、県内有数の水田地帯の芳賀町。今回は、町独自の農業振興策についてお知らせします。

不満 町独自の農業に対する振興策は？



地域水田の担い手としての営農集団に共同利用機械の導入補助や町内畜産農家を作る堆肥を野菜生産などに利用する農家に堆肥購入補助を行って生産の振興を図っています。そのほかには、国・県補助事業によるトマトハウス整備・イチゴ生産施設整備、麦・大豆の作業機械導入により生産拡大を進めています。

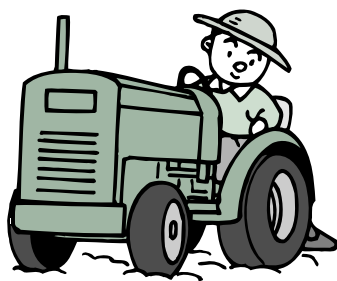
また、環境にやさしい農業を推進するため水稲の減農薬、減化学肥料栽培を勧めて、安全・安心な食糧を提供するようにしています。

不満 認定農業者について知りたい！

農業の担い手不足が深刻化するなか、農業を職業として選択して魅力とやりがいのあるものとし、意欲と能力のあるプロの農業経営者を育成・確保していくため、認定農業者制度があります。

町では、現在158人(うち法人4)が認定農業者として活躍しています。認定農業者制度は、プロの農業経営者として頑張っていこうという農業者を幅広く育成していくためのものです。農業を職業として選択していこうとする意欲のある人であれば、●性別●専業兼業の別●経営規模の大小●営農類型●組織形態などを問わず認定の対象となります。

認定農業者になるには、将来の農業経営の姿をはっきりさせるため、自ら作成する農業経営改善計画を提出し、町が基本構想に照らして妥当であれば認定することになります。詳しくは農政係へ。



土地改良区合併 今後のスケジュール

- H16 4月 維持管理計画書の概要公告
- 6月 維持管理計画書に係る全組合員の同意徴集
- 8月 各土地改良総代会の議決
- 9月 設立委員会設置
維持管理計画書の変更認可申請提出
- H17 3月 維持管理計画書の認可
- 5月 芳賀町土地改良区設立認可申請提出
- 6月 芳賀町土地改良区設立認可

新しい組織図

